

文教・科学技術

財務省

2025年11月11日

# ポイント（文教・科学技術）

- 文教・科学技術予算のテーマは、「**人口減少社会において、いかに適切なダウンサイ징をし、子どもたちの負担を減らしながら質を向上していくか**」。その際、教育コストを家計と財政がどのようなバランスで負担するのが我が国の経済・社会にとって相応しいか、という視点から議論することが重要。
- **義務教育**について、教育の質の確保の観点からも、①教員志望者を増やすための取組（働き方改革の推進等）、②効率的な学校運営、③適切なダウンサイ징（将来の児童生徒数の見通しを踏まえた学校規模の適正化等）を進めが必要。また、EBPMの観点から、各施策について精緻な効果検証を行うことが重要であり、その前提となるデータ（特に学校単位のミクロデータ）の整備を進めるべき。
- **国立大学**の運営費交付金の在り方について、今後、競争的資金への更なるシフト、野心的な経営改革と運営金依存度低下目標の設定により、大学の創意工夫・改革を促すべき。また、高等教育全体において、教育の質を持続的に確保・発展させるため、大学の統合・縮小・撤退を促進することが重要。このため、**私立大学**については、認証評価制度を、①絶対的な教育の質、②学生への付加価値、③地域・社会で求められる人材育成といった観点で、実質的に教育の質を評価する仕組みとなるように見直した上で、その評価結果に基づいて私学助成のメリハリを強化すべき。
- **科学技術**について、研究開発費総額は主要先進国と遜色ない水準だが、論文生産性が低水準。①若手活躍機会の不足、②国際性の低さ、③研究費配分の硬直性といった構造的な阻害要因に対処すべき。現行の科技・イノベ計画について、民間投資の呼び水効果が十分でなかったことを重く受け止め、次期計画においては予算（インプット）の増額ありきでなく、適切なアウトカム目標の設定が必要。**宇宙政策**においては、研究開発における民間資金の供給拡大・官民の役割分担の整理を進めた上で、民間事業者の持つ技術力を最大限活用する観点から、JAXA射場の有効活用、ロケット打上げコストの低減、国内・海外の商業衛星打上げ需要の取り込みを実現すべき。
- **国立美術館・博物館**について、日本の文化財がもつ大きな伸びしろを伸ばし、入場料収入を確保して公費依存度を低下させ、サステイナブルな経営体質に転換を図っていくべき。そのため、料金引上げ、外国人価格の導入、夜間開館、集客上重要な展示品の通年公開や、資金調達手段の多様化が必要。

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科學技術・宇宙政策

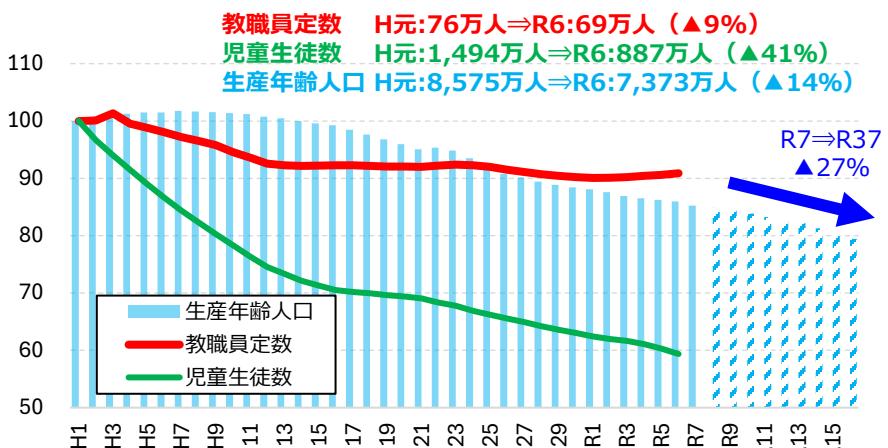
4. 文化

# 教職員定数と教員の採用倍率

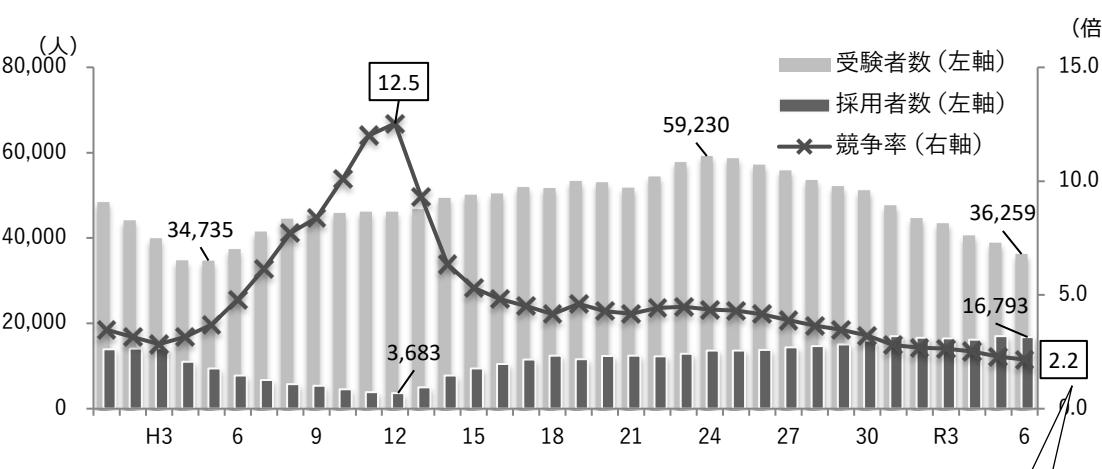
義務教育  
(教職員定数)

- 平成元年以降、児童生徒数（需要側）は▲41%減少しており、生産年齢人口（供給側）は▲14%減少しているが、教職員定数は▲9%と、需要と供給に比べ減少していない。また、国立教員養成大学・学部（教員養成課程）卒業者数についても▲42%減少している。
- このような状況の下、大量退職に伴う採用者数の増加等も相まって、教員の採用倍率は毎年低下傾向にあり、足元（令和6年度）では、小学校で2.2倍、中学校で4.0倍といずれも過去最低の水準となっている。特に、小学校教員の採用倍率については、多くの自治体で2倍を下回る水準となっており、教員の質の確保が課題。
- 今後30年間で生産年齢人口は▲27%減少する見込みであり、人手不足は多くの業種における共通の課題である中、教員の質の確保の観点からも、**1. 教員志望者増の方策、2. 効率的な学校運営、3. 適切なダウンサイ징が必要**。

## ◆生産年齢人口等の推移（平成元年を100とした場合）



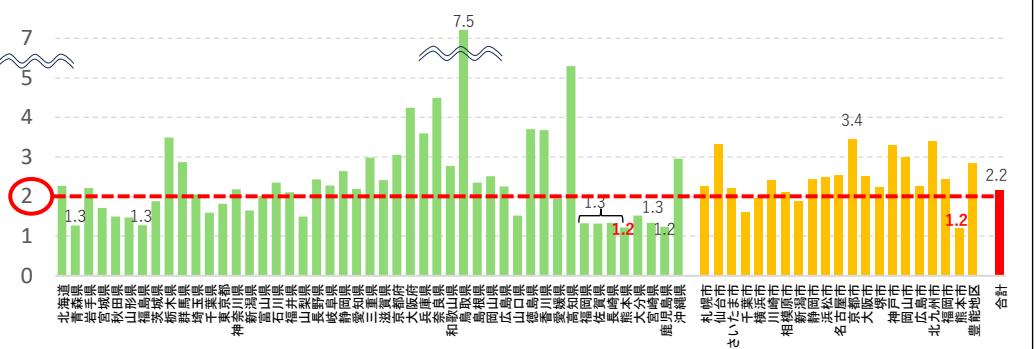
## ◆小学校教員の採用者数・採用倍率（競争率）の推移



## ◆国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）卒業者数の推移



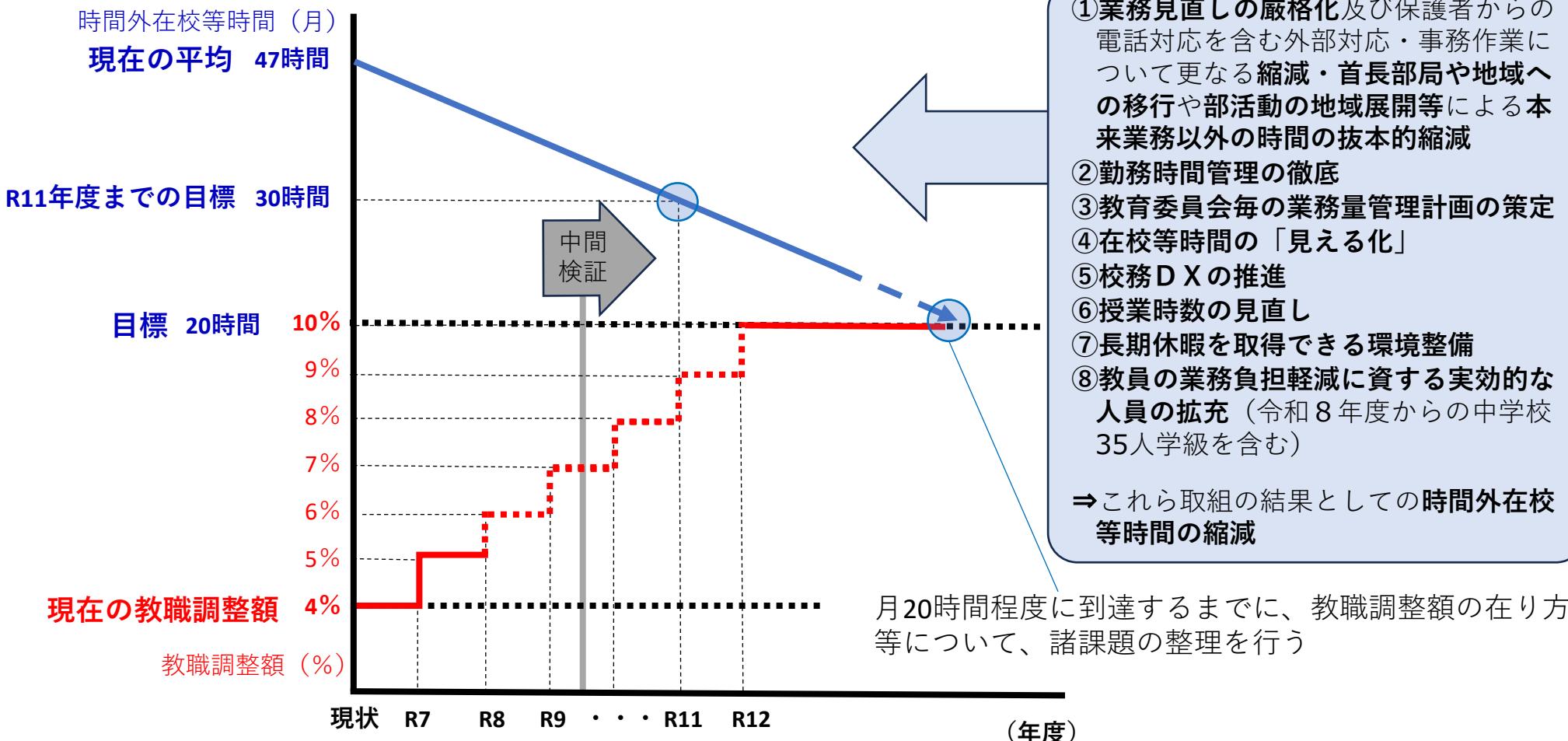
## ＜都道府県等別の採用倍率（令和6年）＞



## 教員の働き方改革①（時間外在校等時間の縮減）

- 教員の質の確保の観点からは、学校を魅力ある場所にして教員志望者を増加させるため、「働き方改革」の取組を推進していくことが重要。骨太方針2025に定められた「**2029年度（令和11年度）までに時間外在校等時間を月30時間程度に縮減**」との目標を達成し、**将来的に、月20時間程度に縮減**することを目指していく必要。
  - **教職調整額は令和12年度までに10%へ引き上げる**こととされたが、中間段階（令和9年度以降）で「働き方改革」の進捗などを確認しながら、その後の調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他より有効な手段なども含めて検討・措置することとしている。

## ◆教職調整額の段階的引上げ・時間外在校等時間の縮減のイメージ



- 教員の時間外在校等時間の縮減に当たっては、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務を抜本的に縮減していくことが重要。
- そのためには、学校・教師の担う業務の適正化に向けて、いわゆる「3分類」（学校と教師の業務の3分類）を踏まえた対応を進めていくことが重要であるが、3分類に基づく取組の実施は必ずしも徹底されていない状況。
- 当該「3分類」については、昨年の当審議会における指摘も踏まえ、**本年9月に内容の拡充・厳格化の上、新たに国の指針（文科大臣告示）に位置付けられた**ところであり、今後、この指針に基づき、**各自治体において更なる取組の徹底を進めていく必要。**

## ◆「学校と教師の業務の3分類」（令和7年9月25日 文部科学大臣告示）の概要

基本的には学校以外が担うべき業務  <b>学校以外が担うべき業務</b>	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務  <b>教師以外が積極的に参画すべき業務</b>	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務  <b>教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</b>
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ <b>保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</b></p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答(デジタル技術、事務職員等)</p> <p><b>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(事務職員等)</b></p> <p><b>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(事務職員等)</b></p> <p><b>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(外部委託等)</b></p> <p><b>⑩ 校舎の開錠・施錠(役割分担の見直し等)</b></p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮(地域住民等の支援等)</p> <p>⑫ 校内清掃(地域住民等の支援等)</p> <p>⑬ 部活動(部活動の地域展開等)</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応(栄養教諭等)</p> <p>⑮ 授業準備(補助的業務を教員業務支援員等を中心に行い、デジタル技術の活用)</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理(補助的業務を教員業務支援員等を中心に行い、デジタル技術の活用)</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営(事務職員との協働、外部委託等)</p> <p>⑱ 進路指導の準備(事務職員との協働)</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの協働等)</p>

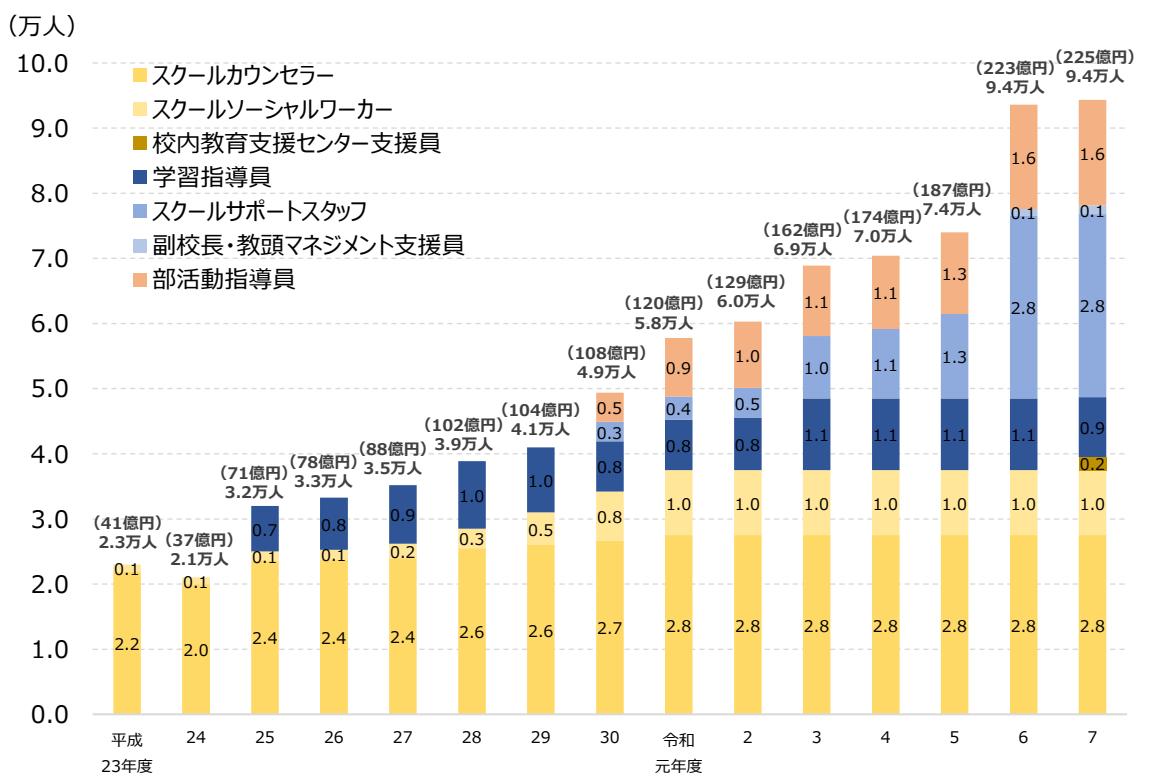
(注) **赤字**は、今般の指針改正に伴い新たに追加された業務。

# 外部人材増の効果①（在校等時間）

義務教育  
(外部人材)

- 教員の働き方改革を進めるためには、多様な外部人材を活用していくことも重要。これまでスクールカウンセラーや教員業務支援員等の外部人材の人数・予算を大幅に拡充してきたが、外部人材の配置によって、教員の在校等時間が有意に減少しているわけではない。
- 外部人材の配置を教員の業務の縮減につなげる実効的な仕組みが必要ではないか。  
(注) 例えば、教員業務支援員（スクールサポートスタッフ）に係る予算配分に当たっては、各市町村による独自の教職員の配置状況を勘案し、市町村独自の体制整備が進んでいる自治体により手厚い配分を行う仕組みとしている。

## ◆外部人材に係る予算額・予算人員の推移



※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。

※東日本大震災のための緊急S C等活用事業による配置人員は除く。

※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

## ◆外部人材の配置が教諭の在校等時間に与える影響 (回帰分析の結果)

- ・ 小学校と中学校ごとに、平日の在校等時間を被説明変数、支援スタッフ（スクールカウンセラー等）の週合計勤務時間を被説明変数とした分析を実施。

### 【小学校（平日）】

	在校等時間 (回帰係数)
スクールカウンセラー 週10時間以上	-0.07
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+0.02
教員業務支援員 週30時間以上	+0.02

いすれも有意差なし

### 【中学校（平日）】

	在校等時間 (回帰係数)
スクールカウンセラー 週10時間以上	-0.08
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+0.10
教員業務支援員 週30時間以上	-0.07

いすれも有意差なし

（出所）文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」  
(令和6年3月) 第12章の表12-2及び表12-4を基に作成。

（注）「スクールカウンセラー」・「スクールソーシャルワーカー」・「教員業務支援員」以外の回帰係数は略。

# 外部人材増の効果② (不登校児童生徒数)

義務教育  
(外部人材)

- 外部人材に係る人数・予算の拡充により、スクールカウンセラーの全校配置は概ね達成されているが、不登校児童生徒数の増加に歯止めがかかっているとは言えない状況。**予算・人員の増加に応じた十分な効果が出ているとは言い難く、(トライ&エラーを繰り返すほど財政的な余裕があるわけではない現状、) 予算・人員の拡充を図るのではなくより効果的な活用策を模索すべき。**

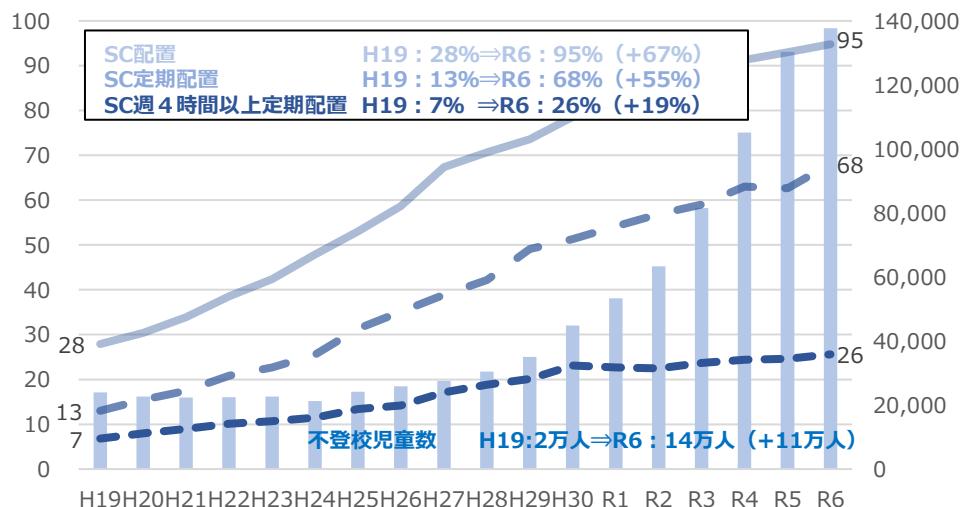
## ◆スクールカウンセラーの配置率と不登校児童生徒数の推移等

(SC配置率、%)

- 小学校 (不登校児童数)
- 小学校 (SC配置あり)
- 小学校 (SC定期配置)

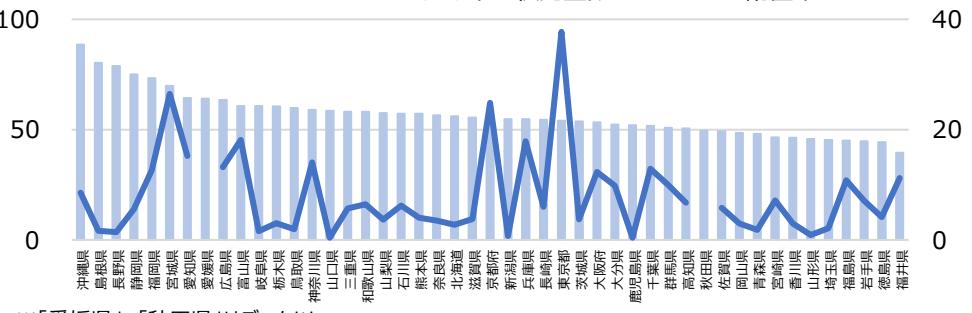
### ＜小学校＞

(不登校児童数、人)



### スクールカウンセラーの定期配置率（週4h以上）と千人当たり不登校児童数（R6年度）

■ 1000人あたり不登校児童数 ■ 配置率

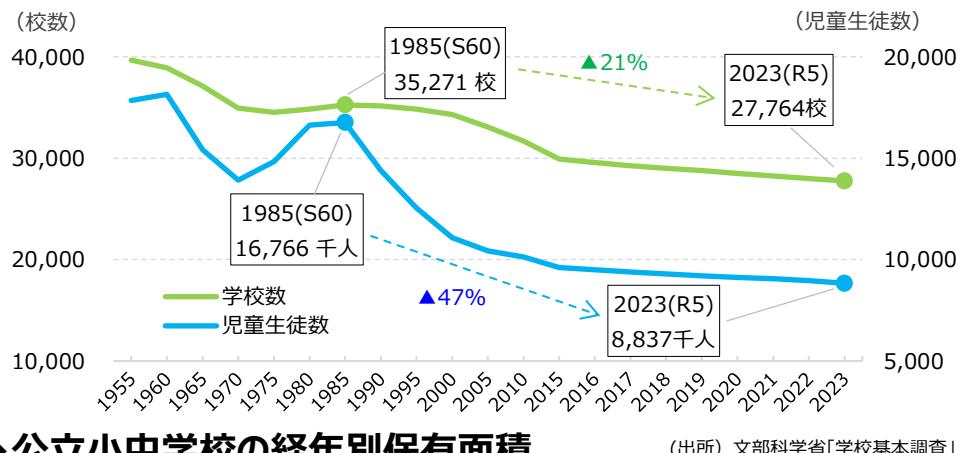


# 学校施設① (学校規模の適正化)

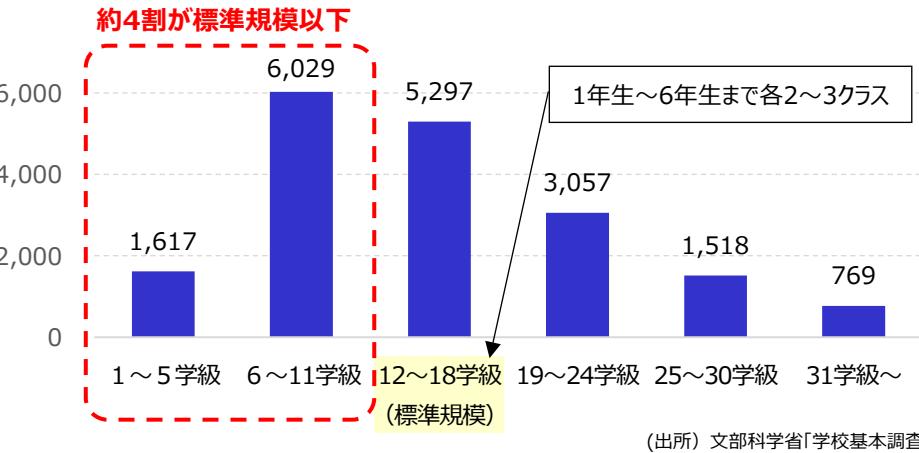
義務教育  
(学校施設)

- 第2次ベビーブーム世代の児童生徒数がピークを迎えた昭和60年以降、児童生徒数は▲47%減少しているが、学校数は▲21%の減少にとどまっている。また、学級数が標準規模以下となっている小学校は、足元（令和6年度）において約4割を占めている状況。
- 小中学校施設は第2次ベビーブームに合わせて建築されたものが多くなっており、今後順次更新時期が到来することとなるが、その際、地域の実情を踏まえつつ、**将来の児童生徒数の見通し等を踏まえて学校規模の適正化（統廃合等）を適切に行うことが必要不可欠**。学校規模の見直しは教育の質の向上にもつながる。（小規模校のデメリットを無くす一方、スクールバスの配置などにより統合のデメリットも無くしていく。）

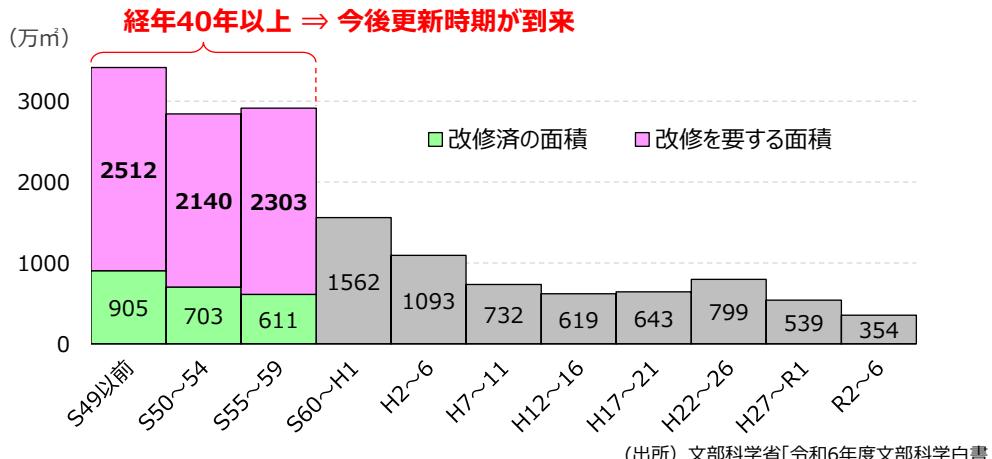
## ◆学校数と児童生徒数の推移（公立小中学校の合計）



## ◆学級数別の公立小学校数（令和6年度）



## ◆公立小中学校の経年別保有面積



## ◆小規模校のデメリット

### ① 学級数が少ないとによる学校運営上の課題

- ・クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ・クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ・集団学習や協働的な学習に制約が生じる。

### ② 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- ・経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置が困難となる。

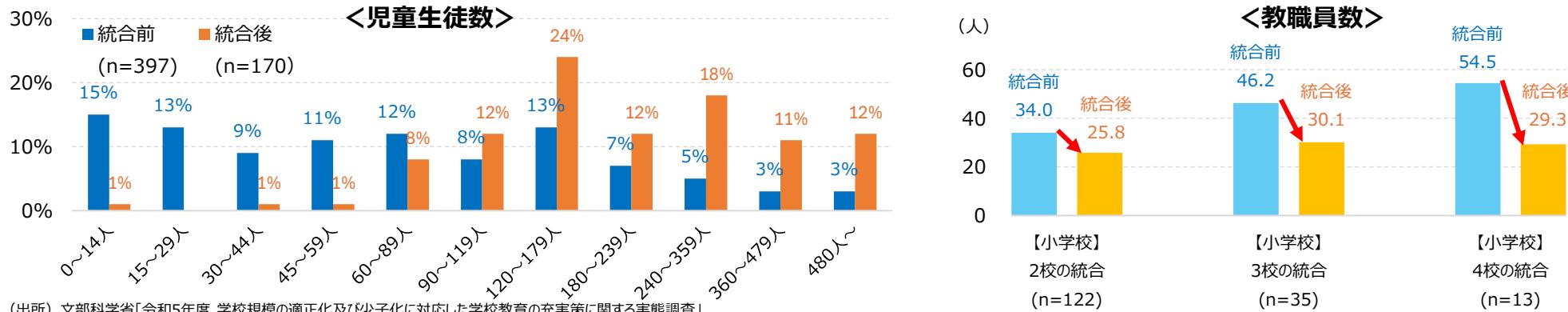
(出所) 文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月27日）

## 学校施設② (規模の経済性)

義務教育  
(学校施設)

- 小中学校の統合により、学校 1 校当たりの児童生徒数は増加し、教職員数は減少することとなる。学校の統廃合や再編を促すことについては、人口減少下においても教育の質（クラス同士の切磋琢磨、集団学習など）を維持していくためにも有効ではないか。
- なお、計量分析（児童生徒数等が小中学校における消費的支出額に与える影響を分析）においても、規模の経済性が確認されている。  
(注) 当該分析は、児童生徒数、学校数、学級規模といった要素の影響を分析することで、「規模の経済性」を確認したもの。学校の統廃合の影響を直接的に分析したものでない場合には留意が必要。

### ◆ 統合前後における小学校 1 校当たりの児童生徒数・教職員数の変動（令和 4・5 年度における統合事例）



### ◆ 児童生徒数が 1 % 増加した際の生徒 1 人当たり支出の変化割合（計量分析の結果）

	小学校	中学校
消費的支出総額	-0.277% ***	-0.388% ***
人件費	-0.281% ***	-0.414% ***
教育活動費	-0.092%	-0.079%
管理費	-0.428% ***	-0.396% ***
補助活動費	-0.147%	+0.137%
所定支払金	-0.307% ***	-0.445% ***

- ・消費的支出の半数以上の費目において、児童・生徒数が 1 % 増加した際の生徒 1 人当たりの支出の伸びが有意にマイナスとなり、公立小・中学校の消費的支出における規模の経済性が確認された。

#### ＜使用データ＞

✓ 被説明変数：1980-2016年度の公立小中高の各費目生徒一人当たりデータ  
(文科省「地方教育費調査」)

✓ 説明変数：児童・生徒数、生徒の出席率、教員賃金、学校数、学級規模、  
自治体財政力指数、県民当たり所得等

(注1) \*\*\*は 1 % 有意区間。

(注2) 「消費的支出」とは文部科学省「地方教育費調査」において定義される「原則として例年経常的に支出する経費」で、人件費ほか、「教育活動費」（教授用消耗品等）・「管理費」（修繕費等）・「補助活動費」（奨学費・給食関係費等）・「所定支払金」（日本スポーツ振興センター共済掛金等）で構成される。本調査では、「消費的支出」のほかに土地費や図書購入費等から構成される「資本的支出」・「債務償還費」が定義されている。

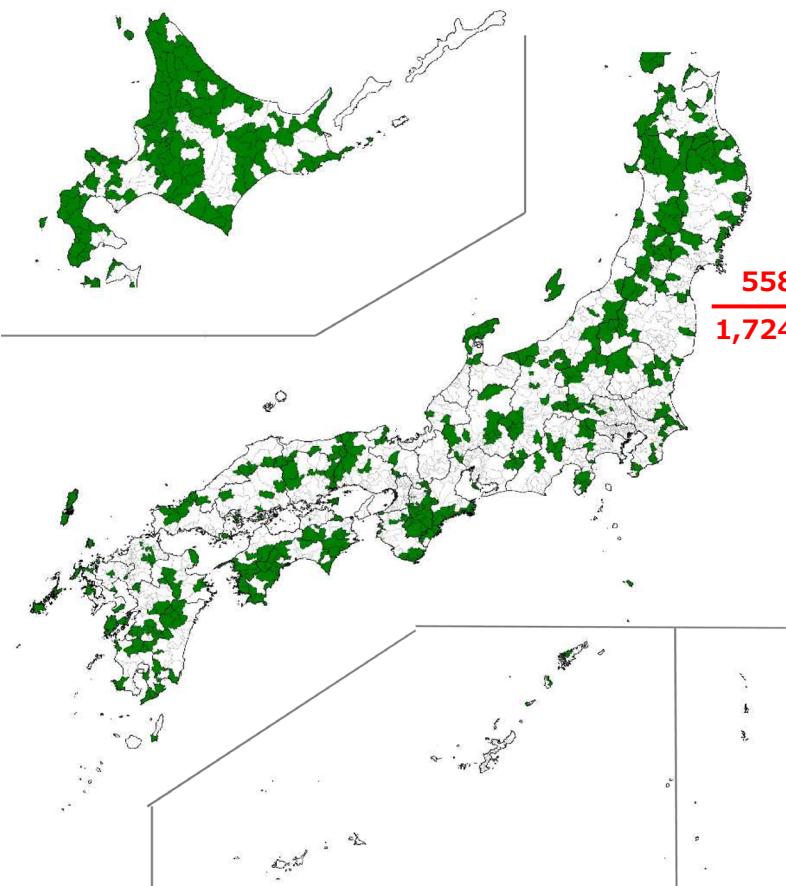
(出典) 赤井伸郎 & 宮錦三樹. 教育の財政構造: 経済学からみた費用と財源. 慶應義塾大学出版, 2024, p.185-214. 及び主計局文部科学係「教育予算のEBPMに関する勉強会」での赤井教授の発表に基づく。

## 学校施設③（各自治体の個別施設計画）

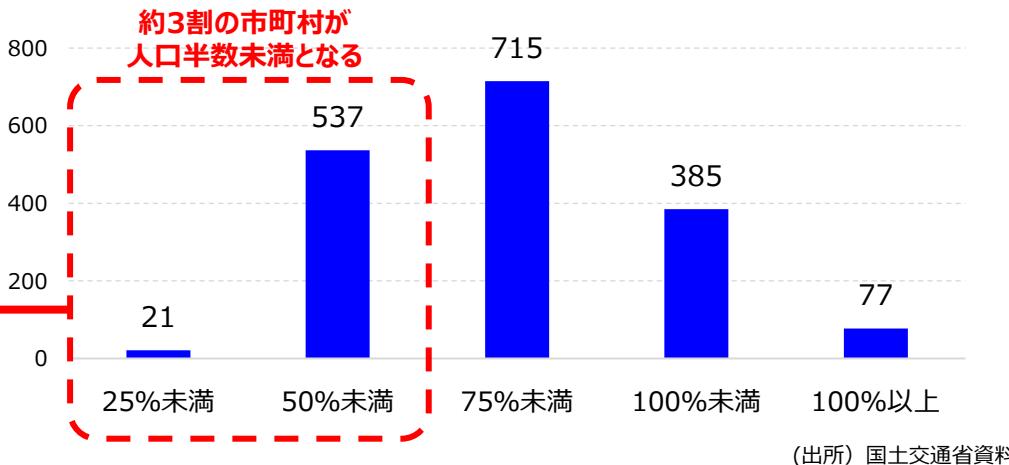
義務教育  
(学校施設)

- **2050年までに全市区町村の約3割が人口半数未満となる見通し**であり、各自治体において、将来の人口推計を踏まえた学校規模の適正化（統廃合等）を適切に進めていく必要。
- 他方、各自治体で策定されている学校施設の「個別施設計画」（策定率99%）については、**必ずしも児童生徒数の将来推計を踏まえて策定されたものとなっておらず、統廃合の方針が記載されていないものも多い状況。**

### ◆2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布



### ◆2050年人口の変化率別の市区町村数（対2015年人口）

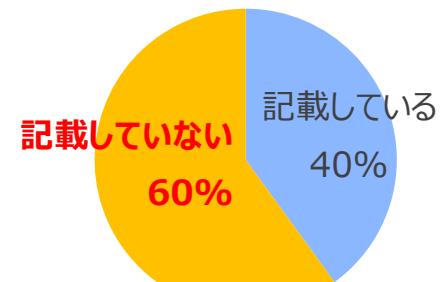


### ◆各自治体の個別施設計画の内容（令和6年3月時点）

幼児児童生徒数の将来推計を  
踏まえて計画を策定しているか



統廃合の方針を記載しているか



# 学校施設④（児童数の将来推計を踏まえた計画策定）

義務教育  
(学校施設)

- 自治体が策定している個別施設計画の中には、①地区別の将来人口推計の見通しに基づき、②学校ごとに児童生徒数・学級数の将来推計を行った上で、③当該将来推計を踏まえた学校の統合計画が盛り込まれている例もある。
- 各自治体における小中学校施設の整備に際して、将来の人口推計等を踏まえた学校規模の適正化を促していくため、**国庫補助の事業採択等**に当たり、**各自治体の個別施設計画について、「児童生徒数の将来推計を踏まえて策定すること」や「統廃合の方針の記載」を求めていくべきではないか。**

(注) 文部省では、公立学校施設の改築や大規模改造などに対して国庫補助を行っており、各自治体において学校施設に係る個別施設計画を策定することを要件としているが、その内容については特段の制約はない。

## ◆児童生徒数等の将来推計を踏まえた個別施設計画の例（埼玉県寄居町）

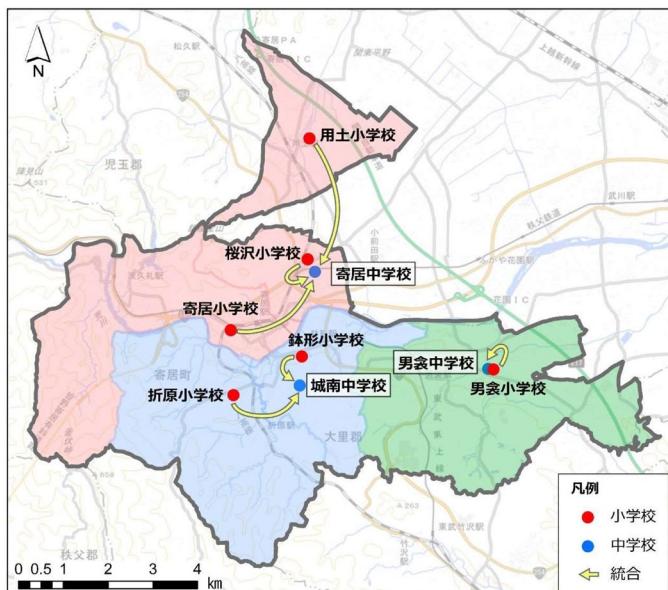
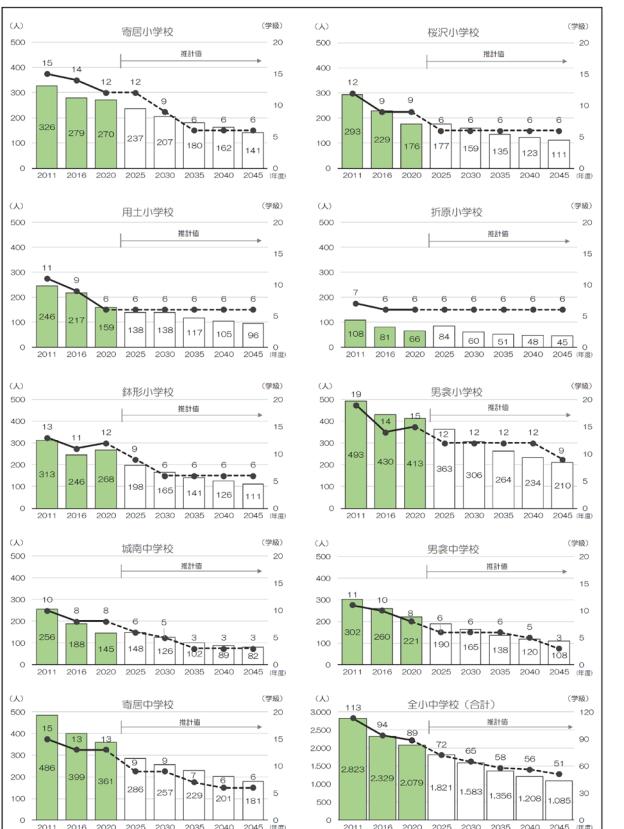
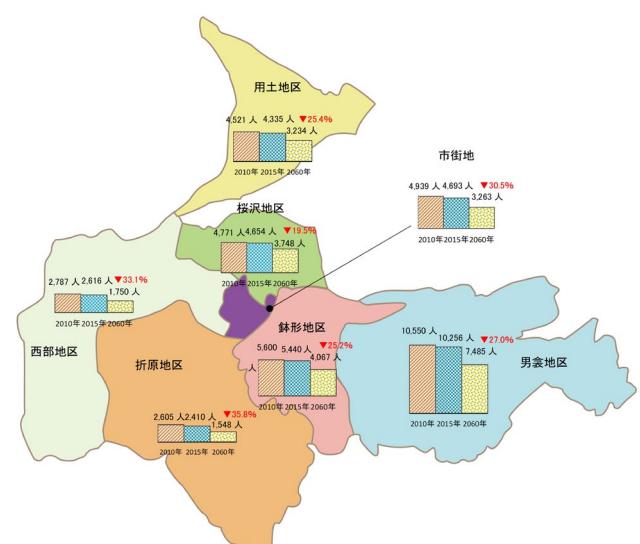
① 地区別の将来人口推計の見通し



② 学校ごとの児童生徒数・学級数の将来推計



③ 将来推計を踏まえた統合計画



(出典)「寄居町学校施設個別計画（令和3年3月）」

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科學技術・宇宙政策

4. 文化

# 減少する18歳人口と大学全体の規模

- **18歳人口は、平成元年から大幅に減少している一方、大学数・学生数・教員数は大幅に増加。**大学全体での規模適正化が十分に進まなかった結果として、大学進学を希望した者の大半が進学できるような状況となっている。
- 学生当たり**大学数は主要先進国の中で比較しても最も多い状況。**(統計上、主要先進国で最も大学に入りやすい国)
- 今後も更に人口減少が見込まれる中、教育の質を持続的に確保・発展させていくためには、**大学の統合・縮小・撤退を促進**することにより、**大学全体としての規模の適正化を図っていくことが喫緊の課題**となっている。

## ◆18歳人口、大学数、学生数、教員数の変化

	平成元年	令和6年	
18歳人口	198万人	109万人	▲89万人
大学数	499校	813校	+ 314校
学生数	193万人	263万人	+ 70万人
教員数	12万人	19万人	+ 7万人

(出所) 総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」  
 (注1) 学生数は大学(学部)とし、大学院学生等は含まない。  
 (注2) 教員数は本務者のみとする。

## ◆学生10万人当たり高等教育機関の国際比較

	日本 (2024)	アメリカ (2021)	イギリス (2022)	ドイツ (2022)	フランス (2022)
学生10万人当たり高等教育機関数	31	19	14	10	5

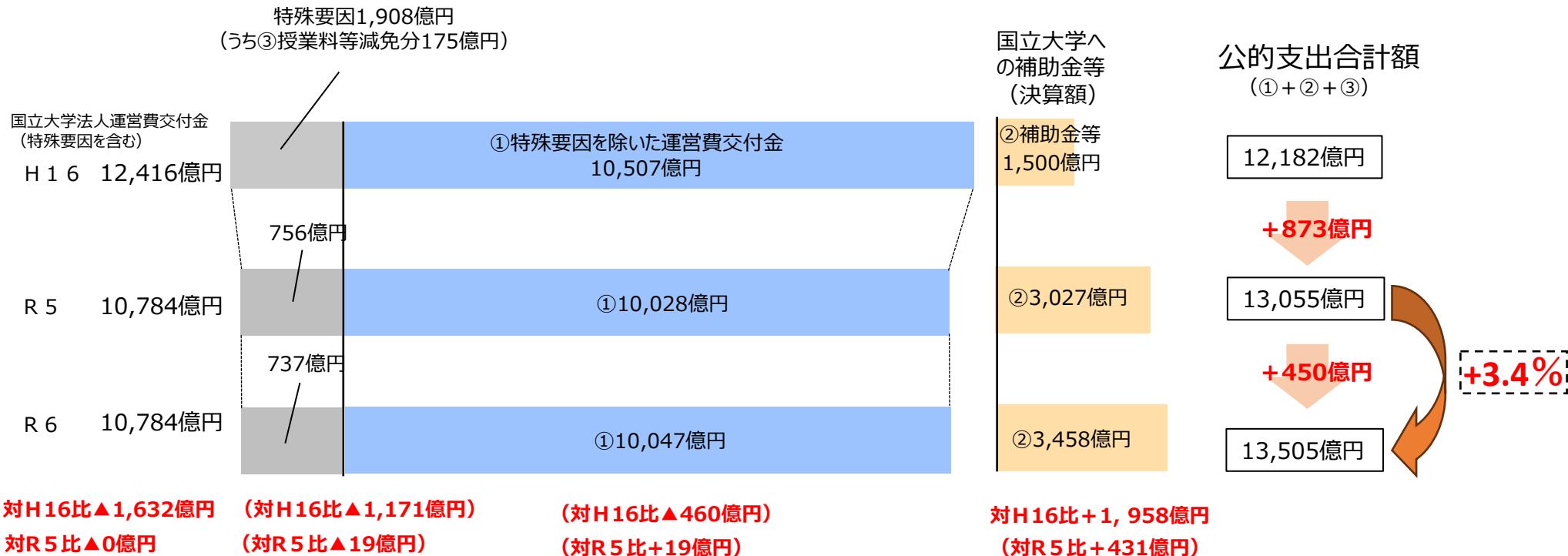
授業料全額を対象とする  
授業料ローン制度あり  
(政府が大学に代理納付)

授業料は完全に無償

# 国立大学法人に対する公的支出額の推移

高等教育  
(国立大学)

- 国等が国立大学法人に対して交付している補助金等は1,958億円の増となっている。なお、国立大学の運営費交付金だけをみると、国立大学法人化以降、見かけ上は▲1,632億円減少しているが、この中には、特殊要因として、教育研究とは直接関係のないものの減少が含まれており、実質的には▲460億円の減に留まる。
- 足下のR5からR6年度においては、特殊要因を除くと、運交金は実質的には19億円増、補助金等は431億円増の、合計450億円増加している。



(注1) 特殊要因については、退職手当、病院赤字補てん金、授業料等減免分。

(注2) 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

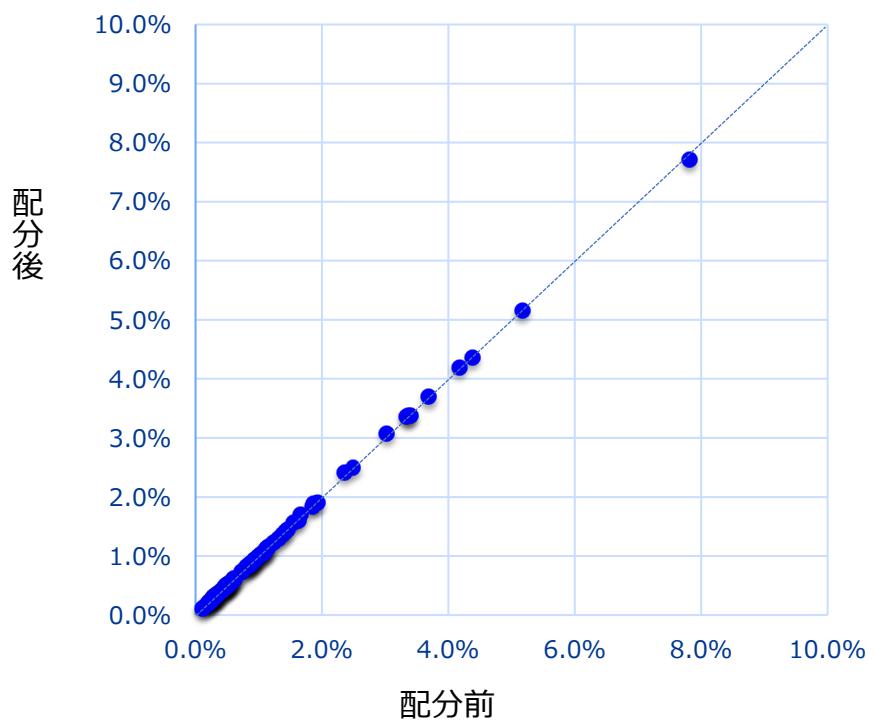
(注3) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

# 国立大学法人運営費交付金（第5期中期目標期間に向けて）

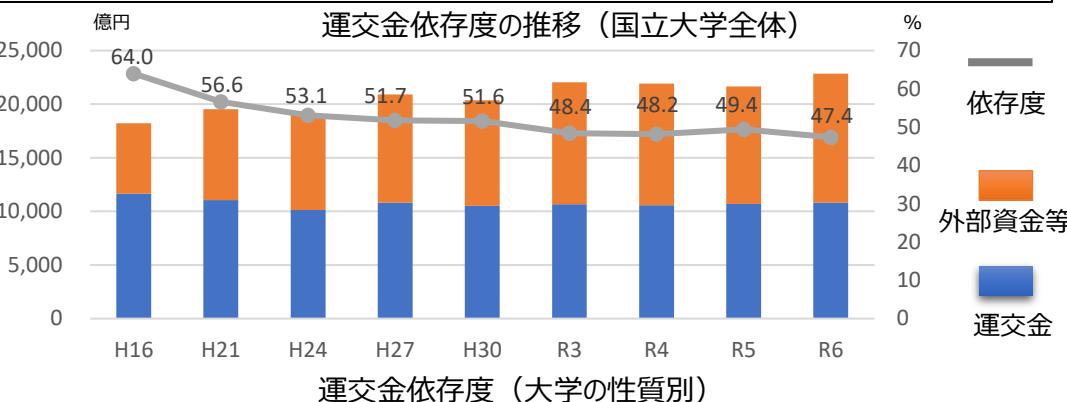
高等教育  
(国立大学)

- 第4期中期目標期間（令和4年度からの6年間）では、大学の創意工夫や改革努力を促すため、運交金の配分のメリハリ付けがなされているが、各大学に配分される運交金の配分の変化に与える影響は僅少である。運交金のメリハリ強化が必要であると同時に、運交金から競争的資金への更なるシフトにより、大学の創意工夫を促すべきではないか。
- これまで、運交金依存度は全体的に低下しているが、大学の性質により、依存度の低下率には大きく差が付いている。今後の第5期中期目標期間に向けた議論においては、例えば、指定国立大学など高度な研究を行う大学群には、海外トップ大学の公費依存度も参考に、野心的な経営改革と依存度低下目標を掲げ、更なる改革を促すべきではないか。一方、外部資金を活用しにくい、文系大学や地方大学、教育学部を中心とする大学については、実情に応じた目標設定を検討すべき。

## ◆R7運交金全体に占める各大学の配分前・配分後額の割合



(注) 特殊要因経費を除く予算額に基づき財務省作成。



	H16年度	R 6年度	改善率
国立大学全体	64%	47%	26%
指定国立大学	63%	37%	42%
大規模大学	63%	41%	34%
理系大学	59%	46%	21%
文系大学	61%	49%	19%
教育大学	69%	65%	6%

(注1) 附属病院は除く（附属病院は公定の診療報酬に基づく収益事業であるという特殊性があるため）。

(注2) 指定国立大学のH16の比率については、H16以降の法人統合を加味していない。

# (参考) 海外有力大学の収入の多様性

高等教育  
(国立大学)

- 教育研究の質が高いとされている海外有力大学の収入は、多様な財源から構成されている。
- 運交金の大きさだけが教育研究の質を規定するわけではない。

(%)

学生一人当たり収入の内訳 (対一人当たりGDP比)

600

525

500

400

414

300

302

200

資産運用益  
41%

資産運用益  
8%

資産運用益  
33%

資産運用益  
22%

100

寄付金  
10%

寄付金  
8%

研究受託収入等  
32%

寄付金  
15%

0

東京大学

オックスフォード大学

ハーバード大学

スタンフォード大学

カリフォルニア大学バークレー校

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

161

302

414

525

140

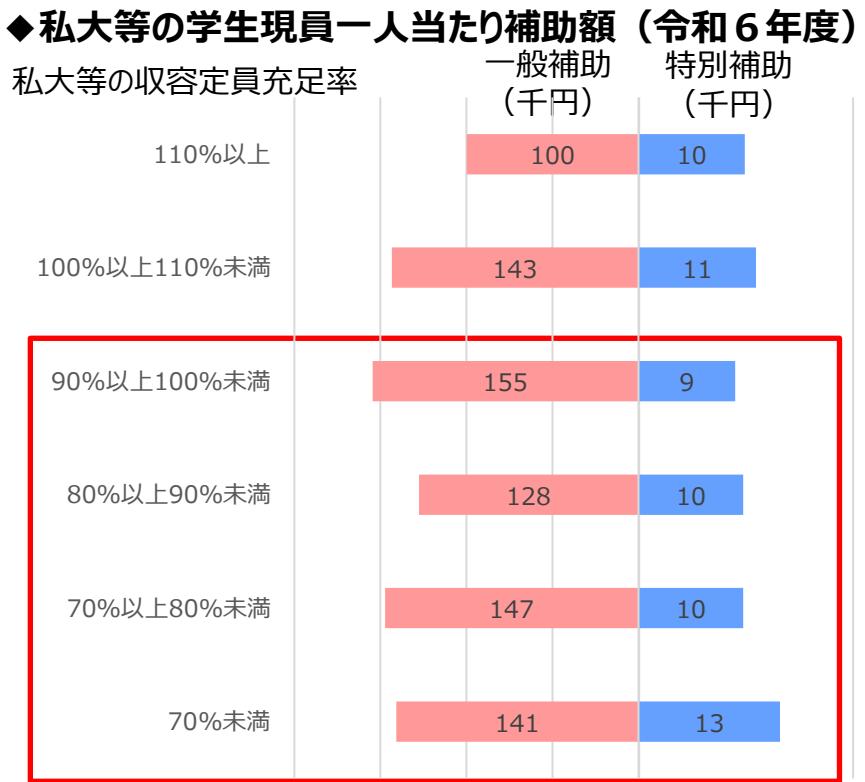
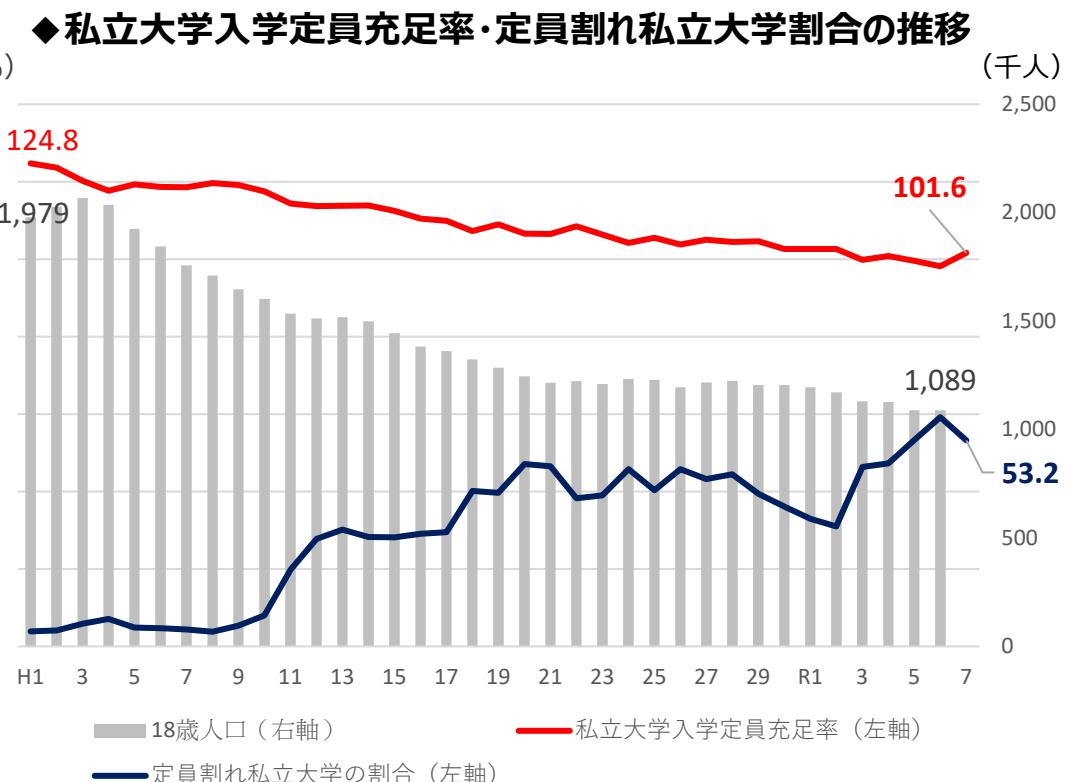
161

302

# 人口減少と私立大学の定員

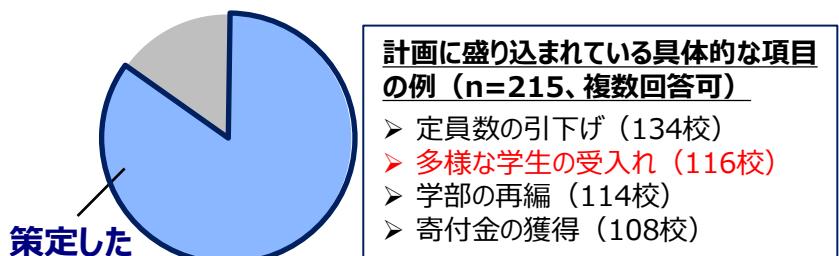
高等教育  
(私立大学)

- 18歳人口は平成元年（198万人）から約35年間で約5割、約90万人の減少。一方で、大学数は大幅に増加（平成元年：499校→令和6年：813校）。
- 学生数は増加（同193万人→263万人）し大学進学率が向上（同25%→59%）しているにも関わらず、半数以上の私立大学が学生から選ばれず定員割れを起こしているが、令和6年度における学生一人当たり補助額は定員割れの私大等（私立大・短大）の方が大きくなっている状況。
- 今後更なる人口減少が見込まれるなかで、**安定的・持続的な教育の質の確保に支障が生じるおそれ**。このため、各大学に教育の質を確保した形で経営改善を行うための実効的な「経営改善計画」を策定させるとともに、教育の質に応じた私学助成のメリハリを強化することで、**大学の規模の適正化を早急に進めていく必要**がある。

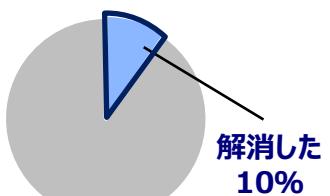


- 令和2年度における定員充足率が90%未満であった私大等の多くは、その後経営改善に向けた計画を策定したが、定員充足率や収支の状況が改善した私大等は一部にとどまっており、実際の成果に結びついていない。
- 令和8年度以降は、定員充足率や経営状況等が一定の基準に満たない私大等に対して私学助成の交付要件として「経営改革計画」の策定を求めるとしているが、この計画についてはKPIを設定して進捗を管理し、進捗状況に応じて私学助成の更なる減額・不交付措置を適用することで、抜本的な経営判断を促すべきである。
- また、計画を既に策定した私大等の半数以上で留学生等の受入れが計画に組み込まれていること等も踏まえれば、KPIについては、定員充足率や財務状況のほか、教育の質に関する指標を設定し、教育の質を確保した形で経営改善が行われているかを確認する仕組みとすることが必要ではないか。

## ◆定員割れ私大等における経営改善のための 計画の策定状況 (n=253)



◆定員充足率が改善し、  
定員割れ状態を解消したか



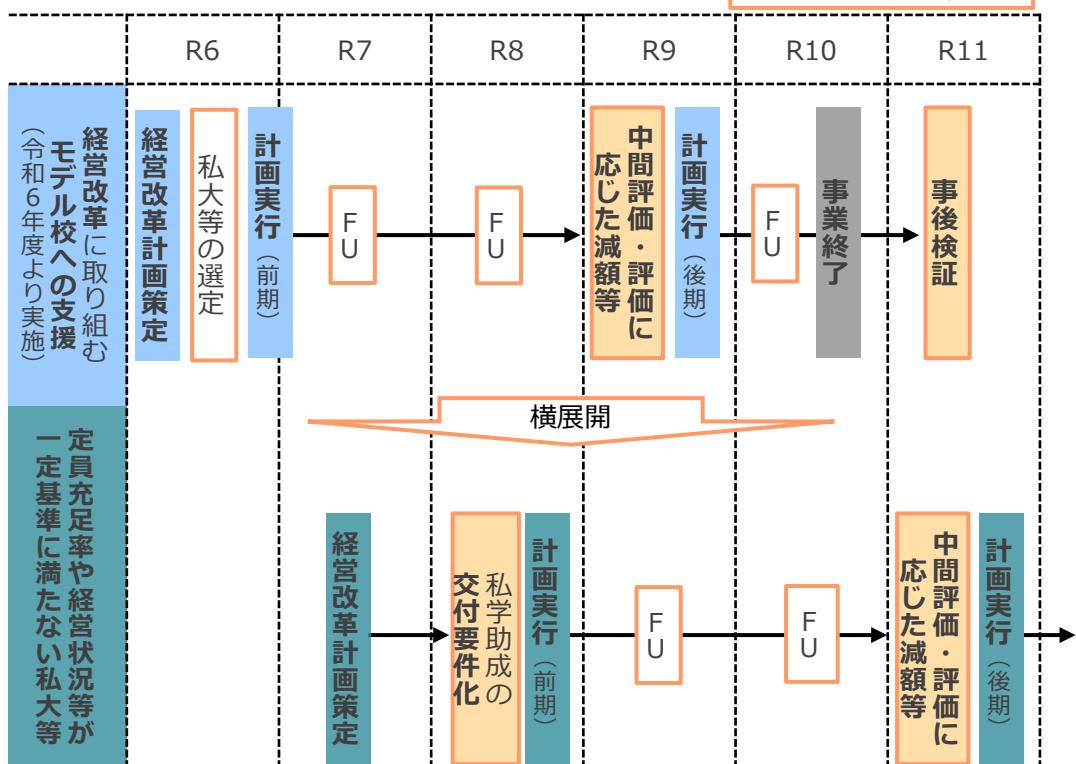
◆収支は改善したか



(出所) 予算執行調査（私立大学経常費補助金）  
(令和7年6月公表)

## ◆「経営改善計画」策定の交付要件化

文科省・私学事業団の取組  
※FU=フォローアップ



# 教育の質の評価①

- 大学の教育研究活動等の状況を評価する現行の認証評価制度は、学修成果・教育内容についての実質的な評価が行われていない。**①絶対的な教育の質**、**②学生への付加価値**、**③地域・社会で求められる人材育成**といった観点で評価し、評価結果を数段階に分けて差が出るようにする等の抜本的見直しを行い、**その結果に基づいた私学助成のメリハリを強化するべき**。
- 特に、「**①絶対的な教育の質**」の観点が重要。具体的には、私立大学全体の入学定員充足率が下降傾向にあることから、高等教育で学ぶ段階にない学生が進学している可能性が高まっている。**選考過程において大学入学共通テストの利用を標準化**することで、「教育の質」の前提条件となる入学者のレベルの可視化を進めることができると考えられるのではないか。
- さらに、認証評価機関が、**シラバスや学生の提出物を確認することで講義や課題のレベルを直接的に評価**し、国費が投入される私立大学が高等教育として最低限の「教育の質」を満たしていることを保証すべきではないか。

## ◆「①絶対的な教育の質」の評価基準案

(高等教育にふさわしい水準で**入学**させているか)

受験者に対して**大学入学共通テストの受験を義務化**しているか。同テストにおいて**一定以上の点数を取っていることを求めて**いるか。

(高等教育にふさわしい水準で**単位認定**を行っているか)

**講義で扱う内容**は高等教育として適切か。**学生の達成度合い**を試験、レポート等の**適切な方法で把握**した上で**単位認定**を行っているか。**(シラバスや学生の提出物の確認)**によって評価。

## ◆大学入学者選抜方法の国際比較

	共通試験	合格者の主な決定方法
日本	大学入学共通テスト	(共通試験、) <b>個別の学力試験</b>
アメリカ	SAT、ACT	共通試験、中等教育の成績、人物評価 (推薦書、志望理由書等)
イギリス	GCE・Aレベル	共通試験、中等教育の内申
フランス	バカロレア	共通試験、中等教育の成績
ドイツ	アビトゥア	共通試験、中等教育の成績
中国	全国統一入学試験	共通試験、中等教育の成績
韓国	大学修学能力試験	共通試験、中等教育の内申、個別大学における論述・面接の結果

- 「②学生への付加価値」の観点では、卒業時の学修成果を各大学が設定する目標への達成状況によって評価するのでは横並びでの評価とならないため、学生が進路選択の際に活用できるよう、**同系統の学部間で比較するための共通の評価軸を設定することが重要。**
- 「③地域・社会で求められる人材育成」の観点では、令和7年度より地域への貢献度に応じて私学助成のメリハリを強化する仕組みを導入していることも踏まえ、その運用結果を踏まえつつ、できるだけ定量的な指標となるよう**各地域において必要な人材の具体化・評価項目の高度化を進めることで、地域貢献が十分でない大学の存続を安易に肯定する制度とならないようにすべき。**

## ◆日本高等教育評価機構の評価報告書

(同機構は最も多くの私大の評価を実施)

…学修成果の目標、その達成度合いの評価方法のいずれについても大学が独自に設定しているため、比較することは困難。

## 【基準項目3-3（学修成果の点検・評価）に関する評価】

※A大学、B大学はいずれも教育学部を設置する都内の大規模大学。それぞれの評価報告書から該当箇所を抜粋。

	A大学	B大学
評価	基準を満たしている	基準を満たしている
理由	<p><u>ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示するとともに、アセスメント・ポリシーを策定し、それに基づき、キャンパスごとの自己点検・自己評価委員会やFD委員会、若しくは各学部・学科において、学修成果及び三つのポリシーの達成状況を点検・評価している。また、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、学修行動調査、卒業時の満足度調査などを実施し、学修成果を点検・評価している。</u></p>	<p>学修前と学修後の双方における外部アセスメントテストの実施により、<u>三つのポリシー（※）を踏まえた学修成果の把握を行っている。</u>テストの結果は学生に返却され、フォローアップ講座を通じて、学修及び生活に関する助言を行っている。IR・アーカイブスセンターでは、GPAに関する各種データの経年変化を追跡することにより、学修成果の点検を行っている。</p> <p>※ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーのこと</p>

## ◆私学助成における、地方中小大学の単価設定の評価項目

…令和7年度より、地方中小大学を対象に、以下に対応する取組を行っている場合は私学助成を重点的に配分する仕組みを導入。

**(1)地方企業就職率（高ければ加点）**

**(2)自治体・産業界からの受託研究数（多ければ加点）**

**(3)自治体との人材育成に係る協定の状況（締結していれば加点）**

**(4)自治体等の要望による人材育成プログラムの開講状況（プログラム等を開講していれば加点）**

**(5)自治体、産業界からの財政支援の状況（支援があれば加点）**

1. 義務教育

2. 高等教育

3. 科學技術・宇宙政策

4. 文化

- **平成元年以降、科学技術振興費を3倍**（社会保障関係費3.5倍に次ぐ伸び）に増加させてきたことで、我が国の研究開発費総額は主要先進国と遜色ない水準である一方、**研究費あたりの論文生産性は低水準**。
- 今後の科学技術政策においては、予算額をいたずらに拡大することではなく、研究開発への投資効果を引き上げるため、その阻害要因となっている**構造的な問題への対処を優先すべき**。

## ◆論文の生産性



(出所) 科学技術指標2025（2025年8月、科学技術・学術政策研究所）を基に財務省が作成。

(注) 英国は、2023年の研究開発費総額が公表されていないため、2022年の値を用いている。

(注) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

## ◆構造的な問題への対処

※ 令和6年11月「令和7年度予算の編成等に関する建議」の内容を要約



### 若手研究者の活躍機会

- Top10%論文の著者の半数以上は40歳未満である一方、国立大学本務教員に占める若手研究者の割合は低下傾向
  - ⇒ 若手研究者を登用する人事制度改革の推進、科研費等の競争的研究費の若手シフト
  - ⇒ 学内事務負担の軽減やタスクシフト等研究時間の増加させる取組の推進

### 研究の国際性

- Top10%論文の内訳に占める国際共著論文の割合がほかの主要先進国と比べて低く、研究者の国際的な移動も低水準
- 国際的に注目を集める研究領域や学際的・分野融合的領域への参画数が低い
  - ⇒ 科研費等の競争的研究費において研究開発の国際化を促す政策誘導の強化

### 資金配分の硬直性

- 科研費の新規採択課題に係る分野別配分額の割合がほぼ一定で推移し、大胆な分野シフトが起こっていない
  - ⇒ 国際性重視等の科研費の評価要素改革
  - ⇒ 研究領域の硬直性などの課題の解決に資する施策の重点化を行い、省庁間の施策の整理を行ななど、政策資源の効果を高める取組の推進

- 科学技術基本法（1995年制定）に基づき、基本計画を5年毎に策定（閣議決定）。今年度末にかけて、第7期計画（2026.4～）の策定に向けた議論が行われる。
- 基本計画には複数年度にわたる予算の目標額が示されており、第6期期間においては、政府の予算措置額は補正予算での巨額の基金措置等により目標を上回った一方、**官民投資額は目標を下回る見込み**。第6期計画において「**政府投資が呼び水となり民間投資が促進される**」としたことの検証や、**政府投資額以外の要因の分析**（例：大学・研究機関のマネジメント等）が必要。
- 予算額（インプット）の増額ありきでなく、各分野において具体的に何を実現したいのか、適切なアウトカム目標を設定するとともに、官民の役割分担の在り方等**これまでの施策の抜本的な見直しを行つべき**。

◆ これまでの科学技術・イノベーション基本計画の推移



- 今後、世界の宇宙産業市場は2035年に1.8兆ドル（約270兆円（1ドル＝150円換算））になるとの予測もある中で、海外では、民間事業者が、政府資金のみならず民間資金を活用し、技術革新と商業化を推し進めている。
- 我が国の研究開発費に占める**民間事業者の割合は10年以上にわたり12%程度の横ばいで推移**。今後、民間事業者も技術成熟度等に応じて自己負担をしている宇宙戦略基金の取組を発展させ、**民間事業者の資金調達能力を高め、宇宙分野への民間資金供給拡大を図る方策を検討、推進する必要**。
- また、これまで、主に国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）が中心となり研究開発を支えてきたが、近年宇宙関連のスタートアップ企業が増えていることも踏まえ、**民間事業者による研究開発、事業化等が可能な分野については、民間事業者主導の研究開発、事業化等にシフトさせ、宇宙サービスの政府調達も念頭においた民間事業者の育成支援といった手法も戦略的に活用すべき**。
- その上で、**JAXAは民間事業者では開発が困難な分野・領域（例えば、月面探査にかかる次世代エネルギー領域、次世代モビリティ領域、アセンブリ＆マニュファクチャリング領域、ハビテーション領域など）に注力すべき**。

## ◆米国の宇宙分野における研究開発費の資金割合



(注) 民間企業には、2000年以降に設立された宇宙関係企業（スペースXを含む）。

(出所) McKinsey&Company「R&D for space: Who is actually funding it?」

## ◆我が国の宇宙分野における研究開発費の資金割合



(出所) 科学技術研究調査結果（総務省統計局）を基に財務省にて作成

## ◆政府機関等による調達に向けた民間事業者支援の例

### 商業デブリ除去実証プログラム（CRD2）

これまでのJAXAプロジェクトの多くは、民間事業者から衛星そのものを調達。CRD2では、民間事業者の技術開発を育成し、民間事業者が保有する衛星による「サービス」を調達する。

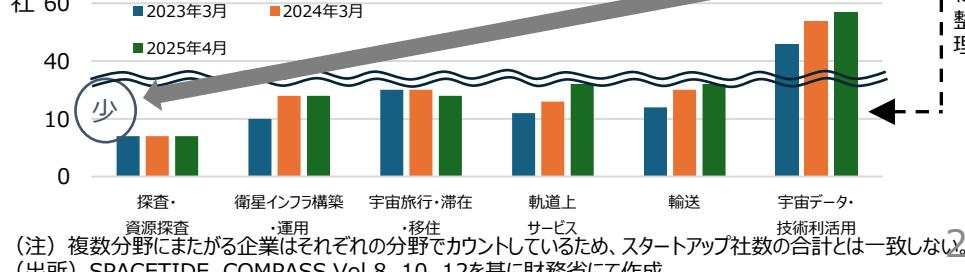
### SBIRフェーズ3基金（民間ロケットの開発・実証）

民間ロケットの開発・実証を行うスタートアップ等に対し支援。民間企業における競争の結果、最終的に条件を満たす民間ロケットによる衛星等の打ち上げサービスを調達する。

## ◆国内宇宙スタートアップ企業数の推移



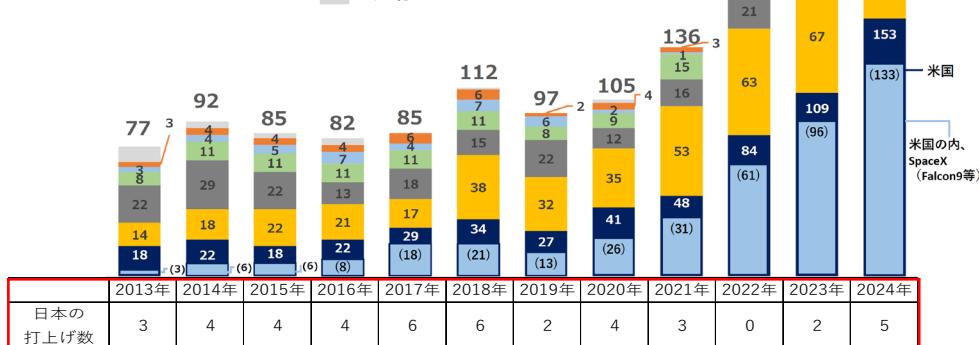
## ◆分野別の国内宇宙スタートアップ企業数の推移と比較



- 米国においては、政府保有の宇宙関連施設をスタートアップ企業等も利用し研究開発が進められているが、**JAXAの保有する射場は国の基幹ロケットのみ打ち上げ可能**となっており、特定の事業者しか活用できない。  
(参考) ケネディ宇宙センター、ヴァンデンバーグ宇宙軍基地等を民間のSpace X、Blue Originも利用。
- また、射場（種子島宇宙センター及び内之浦宇宙空間観測所）については、様々な制約の下、年間最大8機の打上げが可能となっているが、直近10年間の平均では**年間3～4機程度の打上げ数**となっており、**打上げ能力を最大限活かしきれているとは言い難い。**
- JAXAの射場に対して民間ロケットの打ち上げの実現を要望する声があるほか、スタートアップ企業が、ロケットなどの研究開発費の一部をインフラ（射場）整備に充てざるを得ず、海外の同業他社との開発競争にネガティブな影響が出ているという声もある。
- そのため、**JAXAの射場を多様な民間事業者が活用可能とするなど、JAXAのインフラ設備を最大限に活用するとともに、我が国の射場やその整備の在り方について検討する。**

## ◆各国のロケット打上げ数の推移

■ : 米国	■ : 中国
■ : 米国の内、SpaceX (Falcon 9等)	■ : ロシア
■ : フランス	■ : インド
■ : インド	■ : 日本
■ : 日本	■ : その他



(出所) 宇宙政策委員会 第118回会合 参考資料4「宇宙政策の最近の動向」を基に財務省にて追記

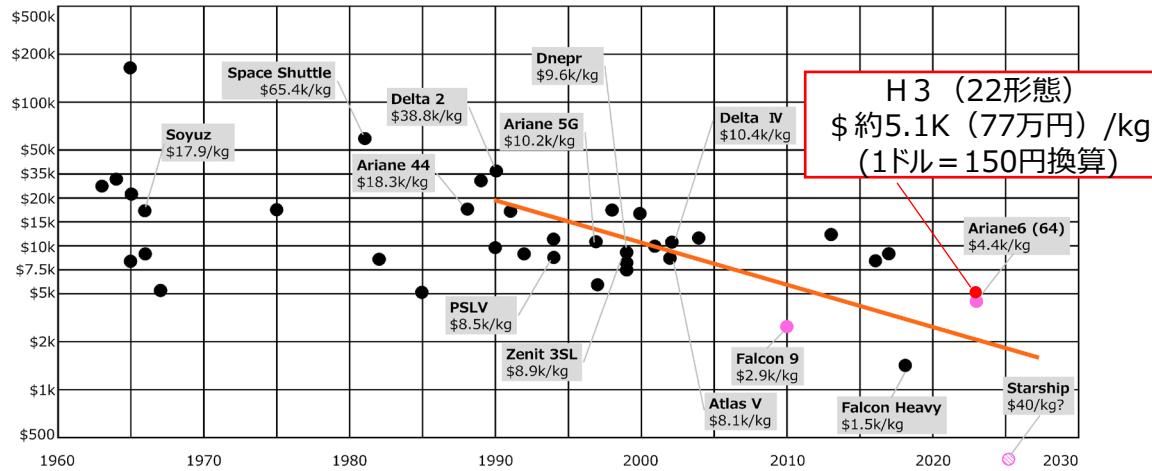
## ◆射場の民間開放を求める要望

- 1 内之浦宇宙空間観測所における「ロケットの打上げ促進」  
活況な人工衛星の開発に伴う国産ロケットの打上げニーズに対応するため、イ  
プシロンロケット及びSS-520等の小型ロケットの打上げ回数を増やすとともに、  
**内之浦射場での民間ロケットの打上げを実現することを要望します。**
- 2 内之浦宇宙空間観測所の「民間利用の促進」  
内之浦宇宙空間観測所の民間利用の規程や利用希望者を支援する体制を  
整備することで、内之浦宇宙空間観測所の民間利用を促すとともに、  
**民間利  
用を契機として、宇宙開発への投資を促すことを要望します。**

(出所) 九州地域における宇宙開発促進に関する要望書  
令和3年6月24日 九州航空宇宙開発推進協議会

- 海外においては、ロケットの再使用などの技術革新により打上げ価格の低減が図られている一方、我が国における基幹ロケットは、国内で競合する民間事業者がなく、官衛星の打ち上げ需要に支えられ他国より高コストとなっている。
- SBIR制度などにより、2028年度以降にはスタートアップ企業等の民間ロケットも衛星打上げの手段となりえる状況を踏まえ、今後、国内においても競争を通じたコスト低減に取り組む必要がある。また、基幹ロケットの後継を検討するにあたっては、スタートアップ企業も含めた民間主体による開発も検討すべき。

## ◆大型ロケットの地球低軌道への打上げ価格（単位質量当たり）の推移



(出所) 宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会（第2回）資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」

H3については、FRONTIER EYES ONLINE「日本が宇宙ビジネスの遅れを取り戻すために」  
を基に財務省にて追記

## ◆SBIRフェーズ3 基金事業（民間ロケットの開発・実証）

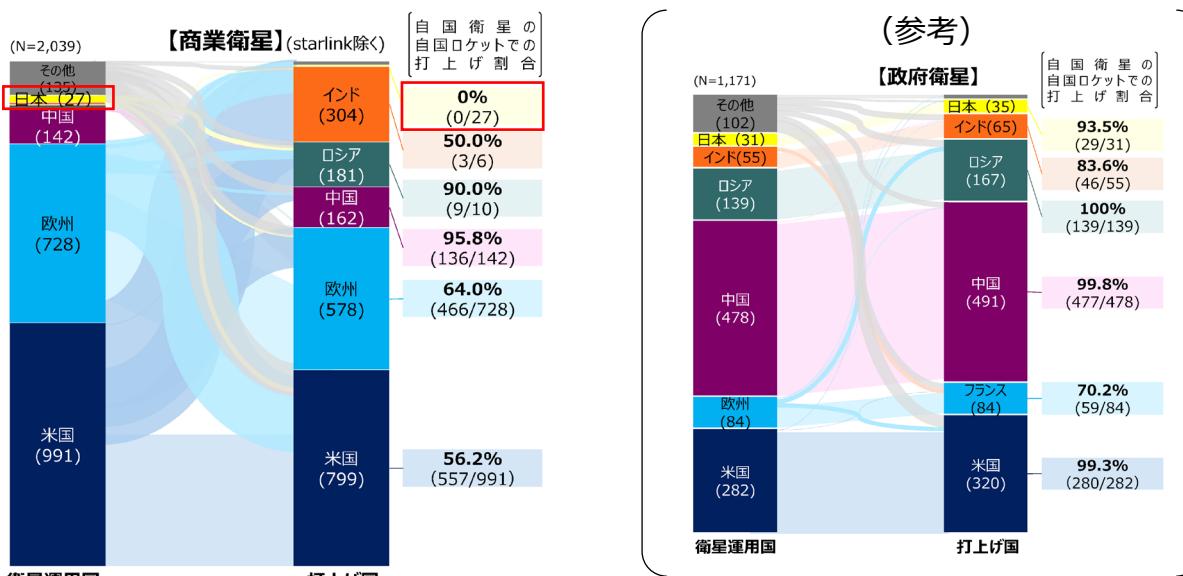
代表スタートアップ	事業計画名	フェーズ2への移行	フェーズ3への移行
インターフェラテクノロジズ株式会社	小型人工衛星 打上げロケット ZERO の技術開発・飛行実証	可	うち 2社程度
将来宇宙輸送システム株式会社	小型衛星打上げのための再使用型宇宙輸送システムの開発・実証	可	
スペースワン株式会社	増強型ロケットの開発、打上げ実証及び事業化	可	
株式会社 SPACE WALKER	サブオービタルスペースプレーンによる小型衛星商業打ち上げ事業	否	

(想定アウトプット)  
2027年度中に飛行実証の完了

(出所)「文部科学省 中小企業イノベーション創出推進事業（SBIRフェーズ3）宇宙分野（事業テーマ：民間ロケットの開発・実証）のステージゲート審査結果について」等を基に財務省作成

- 商業衛星の世界市場では約6割が自国のロケット、約4割が自国外のロケットにより打上げられているが、
  - ・日本の商業衛星は主に海外のロケットによって打上げられており（2013年から2022年は全て海外での打上げ）、需要が海外に流出している。20年間で500～1,000億円程度の損失が発生するという試算もある。
  - ・また、我が国は海外商用衛星を自国のロケットで打ち上げた例は少ない。（2013年以降の海外衛星の打上げ実績は2機のみ）。
- 今後多数の我が国の商業衛星の打上げが計画されていることに鑑み、商業衛星の打上げに適する基幹ロケットを民間移管し、打上げ回数を増やすなどにより、我が国の衛星打上げ市場の需要と供給のミスマッチを解消し、併せて海外衛星の打上げ需要の取り込みを図るべき。

## ◆衛星打上げにおける国際的な流動性（2013～2022年累計）



（出所）宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会（第2回）資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」

## ◆商業衛星の打ち上げ計画

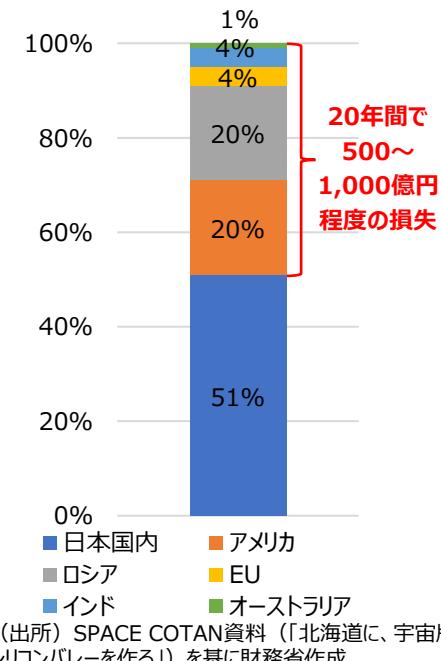
（商業衛星の打上げ）

我が国の衛星事業者は、今後10年間で合計280機以上の商業衛星の打上げを計画

※内閣府宇宙開発戦略推進事務局による国内の主要な衛星事業者へのヒアリングに基づく

（出所）宇宙政策委員会 宇宙輸送小委員会（第2回）資料2「宇宙輸送を取り巻く環境認識と将来像」を財務省にて加工

## ◆日本の官民人工衛星打上げ場所 (2010～2029年) 打上げ予定を含む



## ◆宇宙政策の課題と目指すべき将来像

	現 状	目指すべき将来像
研究開発	官主導（JAXA含む）、国費中心による研究開発。特に基幹ロケットはJAXAが限られた民間事業者の関与のもと開発を行っており、競争環境が乏しい	民間事業者が自ら資金調達の上、技術革新を推し進める。国等は民間事業者が提供するサービスの調達（アンカーテナンシー）、制度整備、民間事業者等が困難な分野・領域の研究開発に注力
射場	JAXAの保有する射場は国の基幹ロケットのみ打上げ可能となっており、特定の事業者しか活用できない	政府が整備した施設・設備を開放し、当該施設・設備を活用した民間主導の開発に寄与
ロケットのコスト	基幹ロケットの打上げは独占的な市場構造の中で、価格低減インセンティブが薄く、他国より高コスト構造	競争を通じたロケットの開発コスト、打上げ価格の低減。国際競争力の強化
衛星打上げ需要	国内のスタートアップは、衛星を海外のロケットで打上げており、国内需要が海外に流出。他方、国内で打上げるロケットは官需に依存しており、海外衛星受託の例も少ない	民間ロケットも用いた国内衛星打上げ需要への対応に加え、海外衛星の打上げ需要を取り込みビジネス化

1. 義務教育
2. 高等教育
3. 科學技術・宇宙政策
4. 文化

- 博物館法（美術館も対象に含む）では、公立博物館について、入場料等を徴収しないことを原則として規定。
- 我が国の国立美術館・博物館は、全体に、公費収益に対する入場料収入が不十分であり、美術館では全体として入場料収入の4倍の公費を投入して運営している状況。その結果、7割以上の館が“交付金依存率”5割を超えている。
- 少子化・人口減少の下、将来世代の負担を軽減するためには、法律を見直し、現在の受益者から適切な入場料を徴収し、サステイナブルな収益構造していく必要。

## ◆ 博物館法

### （入場料等）

第二十六条 公立博物館は、入場料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

## ◆ (独) 国立美術館における各館の収益能力差と国際比較

施設名	①入場料収入	②公費収益	公費が入場料収入の何倍か
国立西洋美術館	5.2億円	4.8億円	1倍
国立新美術館	3.0億円	7.9億円	3倍
京都国立近代美術館	0.6億円	3.7億円	6倍
国立国際美術館	0.7億円	5.8億円	8倍
東京国立近代美術館	1.2 億円	11.5億円	10倍
国立映画アーカイブ	0.3億円	7.3億円	24倍
国立美術館合計	11億円	41億円	4倍
ルーヴル美術館	0.96億€ (156億円)	1.03億€ (168億円)	1倍
メトロポリタン美術館	0.53億\$ (80億円)	0.23億\$ (34億円)	1倍

(出所) 令和6年度財務諸表 ((独)国立美術館) ルーヴル美術館活動報告書、メトロポリタン美術館HP、財務省調べ  
 (注1) ルーヴル美術館、メトロポリタン美術館は令和5年度の数値。  
 (注2) 日本円への換算は、令和7年度出納官レート（163円/1€, 150円/1\$）による。  
 (注3) 単位未満を各々四捨五入しているため、一致しない場合がある。

## ◆ 各館の収入に占める運交金の割合（令和6年度）

※財務省において各館の財務データをもとに機械的に算出したもの

施設名	運交金／総収入※
国立西洋美術館	41%
国立新美術館	47%
東京国立博物館	48%
京都国立博物館	53%
奈良国立博物館	62%
国立科学博物館	64%
京都国立近代美術館	70%
東京国立近代美術館	81%
国立国際美術館	82%
国立映画アーカイブ	84%
九州国立博物館	92%

青字 = 比較館中最高値

赤字 = 比較館中最低値

※分子 = 運交金収益

分母 = 運交金収益 + 入場料収入  
 + 財産貸出料収入+その他事業収入  
 + 寄附金収入 等

# 入場料収入の確保

- 適切な入場料設定を行うための一環として、海外でも入場料に二重価格を導入する例が在ることを踏まえ、**自国民が税財源として負担している国費相当分を、インバウンド客を対象として入場料に反映すべき**ではないか。その上で、経常費用を賄える程度の**適正な入場料を設定**し、日本の美術館・博物館の貴重なコレクションを後世に残せるよう、**サステナブルな仕組み**していく必要。
- 日本の国立美術館・博物館は夜間開館日でも20時。訪日外国人の夜に体験したいこととして「文化」が首位、という調査結果を踏まえると、各館の**夜間開館日や営業時間を増加**させることにより、**入場料収入の増加につなげることができ**るのではないか。

## ◆各国世界遺産の入場料（二重価格）

入場料比較	自国民	外国人
姫路城 ※2026年3月から市民以外料金を値上げ予定	2,500円 ※姫路市民のみ1,000円	2,500円
ペトラ遺跡 (ヨルダン)	1 JOD (212円)	50 JOD (10,600円)
ピラミッド (エジプト)	60 EGP (213円)	700 EGP (2,485円)
タージ・マハル (インド)	50 INR (90円)	1100 INR (1,980円)
ルーヴル美術館 (フランス)	【EU圏内】 22 € (3,586円) →2026年からモナリザ別料金予定	【EU圏外】 22 € (3,586円) → <b>2026年から値上げ</b> 予定

## ◆訪日外国人（欧米豪）に対するアンケート結果

訪日旅行をしたいと考えたきっかけ		訪日旅行で夜に体験したいこと	
1位	日本の文化歴史に関心がある	1位	CULTURE (文化)
2位	日本の自然・風景に関心がある	2位	EXPERIENCE (体験)
3位	日本食に興味がある	3位	MEAL、FOOD (食)

（出展）2020年4月22日一般財団法人ナイトタイムエコノミー推進協議会「夜間文化価値調査」

## ◆経常費用を入場料収入で賄う場合の入場料（機械的試算）

施設名	一般料金	外国人料金	(参考)常設展料金
東京国立博物館	1,300円	3,100円	1,000円
九州国立博物館	1,400円	3,400円	700円
東京国立近代美術館	1,500円	4,000円	500円
奈良国立博物館	1,800円	4,400円	700円
京都国立近代美術館	2,000円	5,800円	430円

※一般料金については(一般管理費+人件費)/常設展来場人数により算出。  
外国人料金については一般料金/(1-法人全体の公費負担率)により算出。

## ◆国内美術館・博物館の夜間営業時間

館名	営業時間
東京国立博物館	20時（金・土曜日）
京都国立博物館	20時（金曜日）
奈良国立博物館	20時（金・土・日曜日）
東京国立近代美術館	20時（金・土曜日）
国立新美術館	20時（金・土曜日）

※他の国立美術館・博物館も概ね同様。

# 国宝・重要文化財の公開期間の拡大

文化

○国宝・重要文化財（重要文化財等）につき、所有者以外の者が展示を行う場合、文化財保護法に基づく文化庁長官許可が必要。文化庁において、当該許可に当たり、**公開日数を年間延べ60日以内※とすることを条件（文化庁長官決裁）**としている。同法は、**所有者が展示する場合の公開期間について制約するものではないが**、この場合においても**公開日数に係るデファクトスタンダード化**。

※重要文化財等のうち材質が石、土、金属等のものについては、公開日数を年間延べ150日以内。

○諸外国においては、集客上重要な展示品については、通年で展示している例があるところ、**我が国においても、科学的知見を踏まえ、必要に応じ一定の対策を講じた上で、集客上重要な展示品については、通年での公開を原則とするよう運用を改めるべき**。（企画展ではなく常設展で国内・海外からの訪問客を増やし、運営できる収益構造への転換。）

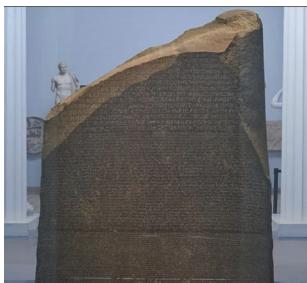
## ◆ 海外における展示物の通年公開の事例



ルーヴル美術館：モナリザ  
(レオナルドダヴィンチ)



アムステルダム国立美術館  
：夜警（伦勃朗）



大英博物館：ロゼッタストーン



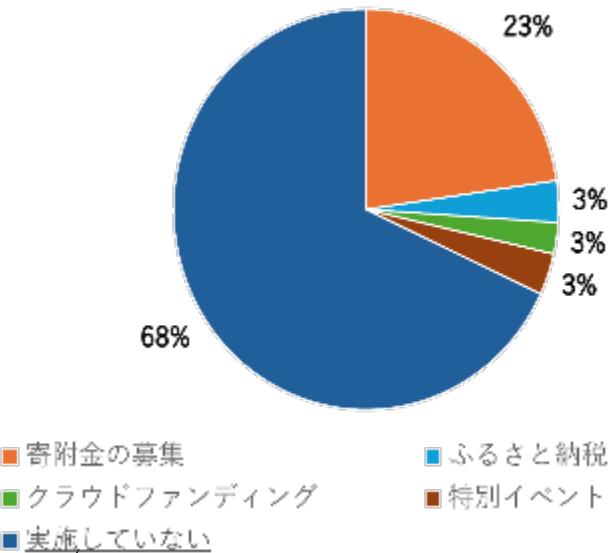
ナショナルギャラリー(ワシントン)：  
散歩、日傘をさす女性（モネ）

## ◆ 我が国の主な展示物の年間公開日数

展示施設	展示物	文化財指定	公開期間
国立西洋美術館	睡蓮（モネ）	なし	通年公開
東京国立近代美術館	道路と土手と堀（岸田劉生）	重文	年間150日
京都国立近代美術館	上野リコレクション	なし	年間2-3ヶ月
国立国際美術館	草間彌生作品	なし	約7ヶ月半
東京国立博物館	松林図屏風（長谷川等伯）	国宝	4週間
京都国立博物館	風神雷神図屏風（俵屋宗達）	国宝	年間60日
奈良国立博物館	辟邪絵	国宝	年間60日
九州国立博物館	油滴天目（茶碗）	重文	年間150日

- 文化財の修理等について、クラウドファンディングや寄付の活用例は確認されるが、**公費以外の財源確保の取り組みを特に実施していない割合が約65%を超えて**いる。その理由については、**取り組みのノウハウがないことを理由として挙げる割合が高く、美術館・博物館等の文化財所有者とファンディングに長けた人材との橋渡しが課題となっている。**
- 海外では、クラウドファンディングに加え、**Art Security Tokens (AST)** や**Non-Fungible Tokens (NFTs)** などの先進的取組が現れてきている。

◆公費以外の修理等の財源確保の主な取り組み  
※各自治体に対し公費以外の修理等の財源確保の取り組み状況について調査(n=119)



<理由>

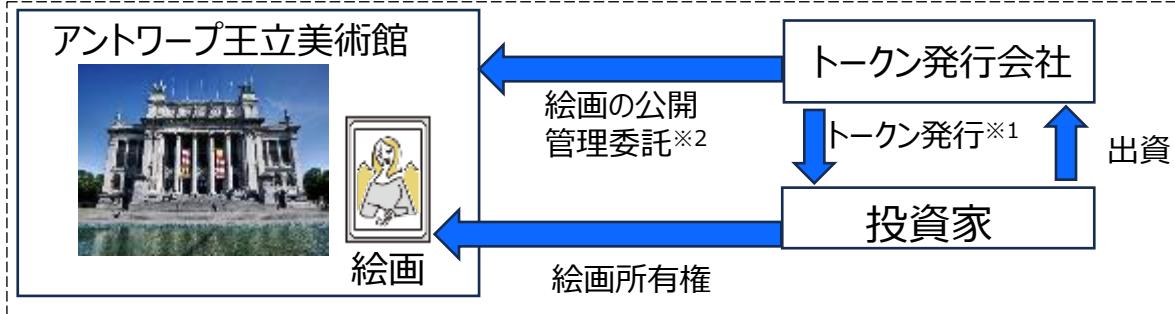
- ・現時点で資金面で余裕がある (43%)
- ・**取組のノウハウがない** (17%)
- ・その他 (マンパワーの不足、文化財の維持管理のみ請け負っているため等 (割合は僅少) 及び無回答)

※出典：令和7年財務省

◆Art Security Tokens(AST)の活用

- ・2022年、世界における国立美術館初の試みとして、ベルギーのアントwerp王立美術館が関与して、ASTによるファンディングを実施。
- ・100万個のトークン（150€から購入可能）が電子的に発行され、合計**約141万€（約2億4千万円）の資金を調達**。
- ・トークンはブロックチェーン技術を用いて発行されており、改ざんによる所有権の侵害の可能性がないとされている。

<スキーム概要>



美術館のメリット

- ・自己資金を用いずにコレクションを拡大できる。
- ・アートに関心のある投資家とのコネクションが構築でき、良質な顧客基盤の拡大につながる。

投資家のメリット

- ・絵画を小口の投資で“部分所有”できる。
- ・著名な博物館で展示されることによりトーカンの価値上昇が期待。トーカンの売買により利益を得られる可能性がある。
- ・美術館から無料入館券や特別イベントへの招待などがある。